

【打合せのときにご用意頂きたい書類について】

✓	No.	手続の内容
	④	自動車車庫の位置の変更

旧自動車車庫の住所：

新自動車車庫の住所：

✓	No.	書類の内容
	①	新自動車車庫として使用する建物が賃借の場合は賃貸借契約書のコピー
	②	旧自動車車庫での認可（又は運送事業の許可）を受けたときの申請書類の控えのコピー
	③	新営業所に配属する事業用自動車（全台分）の車検証のコピー
	④	新自動車車庫として使用する土地に関する測量図等の図面（あれば結構です）

* 自社所有の場合及び役員の方の自己所有の場合は、法務局で登記事項証明書を取得して所有の事実を確認できますので、①のような書類をご用意いただく必要はありません。

書類は種類が多く、また説明を要するものもございますので、徐々に書類を揃えていただければ結構です。とりあえずご用意できそうな書類から用意を始めてみて下さい。

また、ここに記載のない書類についても、場合によってはご用意をお願いすることがございますが、それらについては手続きの進捗状況に応じて、個別にご案内致しますので宜しくお願い致します。